

事 務 連 絡  
令和2年3月 日

浜松市美術館協議会委員 様

浜松市美術館協議会  
会長 瀧口 裕章

令和元年度第2回浜松市美術館協議会の書面審議について

3月16日（月）に開催を予定しておりました第2回美術館協議会につきましては、最近のコロナウイルスの影響により、書面による審議とさせていただくこととしました。

つきましては、添付の資料をご覧ください、ご意見につきましては別添用紙にご回答くださいますようお願いいたします。

1 議題

- (1) 令和2年度浜松市美術館事業計画について
- (2) 令和2年度浜松市秋野不矩美術館事業計画について
- (3) 新たな文化振興ビジョンについて

2 回答締切日

3月20日（金）

FAX又はメールにてご回答ください。

事務局

浜松市美術館

担当 美術振興グループ 石田

TEL : 053-454-6801 FAX : 053-454-6829

e-mail : art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和元年度  
第 2 回

浜松市美術館協議会  
議 題

## (1) 令和2年度浜松市美術館事業計画について

(単位：千円)

事業・事項		令和2年度	令和元年度	比較
総務費	目：美術館費	175,464	154,696	20,768
	1 人件費	63,749	60,281	3,468
	(1) 附属機関の委員等	123	123	0
	(2) 嘱託	0	5,704	△ 5,704
	会計年度任用職員	9,576	0	9,576
	(3) 職員	54,050	54,454	△ 404
	2 美術館運営事業	44,287	35,293	8,994
	(1) 維持管理事業	40,067	30,863	9,204
	浜松市美術館の管理運営に要する経費			
	(2) 資料収集保存事業	4,220	4,430	△ 210
	美術資料の収集、保存、修繕、管理に要する経費			
	3 美術館展覧会開催事業	65,277	56,808	8,469
	(1) 平常展開催事業	5,382	12,869	△ 7,487
	館蔵作品の展覧会、浜松市芸術祭市展の開催に要する経費 浜松ゆかりの収藏品展 令和2年7月11日～9月13日開催予定 収藏品展 令和2年11月24日～12月20日開催予定 市展 令和3年2月4日～2月12日開催予定			
	(2) 企画展開催事業	48,549	37,065	11,484
	優れた作家、作品等をテーマに企画する展覧会の開催に要する経費 ・仲山計介展 令和2年4月25日～6月14日開催予定 ・国芳・芳年浮世絵展 令和2年9月26日～11月8日開催予定 ・みほとけのキセキ展 令和3年3月25日～4月25日開催予定			
	(3) 特別展開催事業	11,346	6,874	4,472
国内・海外の作家、美術品をテーマとした全国巡回展の開催に要する経費 ・くまのパディントン展 令和2年7月11日～9月13日開催予定				
4 美術館資料購入基金積立金	1,348	1,348	0	
美術館資料購入基金に対する積立金				
5 美術館運営経費	803	966	△ 163	
美術館協議会の運営、その他一般事務に要する経費				

令和2年度 浜松市美術館企画展・特別展開催一覧

【企画展】

展覧会名称	仲山計介展「エオンター存在するモノ達ー」	【共催】中日新聞社
展覧会会期	令和2年4月25日(土)～6月14日(日)	44日 ※目標7,000人
<p>浜松市出身の日本画家・仲山計介。手や体全体を使った即興的かつダイナミックな表現から生み出される抽象表現、アクリル絵具や銀箔を用いた独自の技法によって放たれる「いぶし銀」の輝きは、どこか現代美術を彷彿とさせる。仲山計介の代名詞「エオンタ」シリーズは、固定概念に囚われることなく、目には見えない「存在」を「表現」し続ける画家としての前衛的な姿が垣間見える。本展では描き下ろしの新作8点を含めた、浜松市が生んだ唯一無二の日本画家・仲山計介の「表現」29点を一堂に展示する。</p>		
展覧会名称	「挑む浮世絵 国芳から芳年へ」展	【共催】中日新聞社、テレビ静岡
展覧会会期	令和2年9月26日(金)～11月8日(日)	38日 ※目標30,000人
<p>幕末から明治にかけての激動の時代、豊かな表現力で武者絵を描いた歌川国芳(1797-1861)と、「最後の浮世絵師」「血みどろの絵師」の異名を持つ月岡芳年(1839-1892)など「芳」の名前を継いだ弟子たちの浮世絵作品150点を紹介いたします。武者絵の評価が低かった近代において、その魅力に早くから気付き熱心に蒐集した尾崎久弥と高木茂らは縁あってその貴重なコレクションを名古屋市博物館に寄贈しました。迫力あるワイドスクリーンに繰り広げられるヒーローたちの活躍や、目も覆うばかりの残酷な場面に隠された繊細な技術など新たな境地に挑んだ絵師たちと、己の審美眼を貫いたコレクターの心意気をご覧ください。</p>		
展覧会名称	みほとけのキセキ展	【共催】中日新聞社、テレビ静岡
展覧会会期	令和3年3月25日(木)～4月25日(日)	28日 ※目標15,000人
<p>令和3年度の美術館開館50周年を記念し、年度末の春休みから浜松ゆかりの仏教美術の価値や魅力を広く市民に紹介する。湖北五山等各地に点在する寺院が所有する仏像・仏画(平安～鎌倉・室町期作)を中心に、当館所蔵の一部及び重要文化財を含めた作品約20点を一堂に集め、紹介するもの。</p>		

【特別展】

展覧会名称	くまのパディントン展 【共催】静岡新聞・静岡放送
展覧会会期	令和2年7月11日(土)～9月13日(日) 61日 ※目標30,000人
<p>イギリスの作家、マイケル・ボンド氏(1926-2017/6/27)の児童書『パディントン』シリーズは、1958年の誕生以来、40以上の言語に翻訳・出版され、世界的な名作として愛されています。4コマ漫画や絵本、アニメーションやグッズとしても広く普及し、日本でも多くの企業がイメージキャラクターとしてプロモーションに採用しています。</p> <p>パディントンがロンドンで引き起こす様々な楽しい冒険には、ボンド氏の平和への祈り、言論の自由、知る権利など人類共通のメッセージが込められています。</p> <p>また、2014年には実写版の映画が世界各地で(日本では2016年に)公開されました。映画第2弾は2018年1月に日本で公開され、第3弾も企画されています。今後、ますますパディントンが世界中の広い世代の人々に親しまれる機会となるでしょう。</p> <p>児童書の第1作発表から60周年となる2018年に記念展覧会としての本展では、児童書の挿絵でおなじみのペギー・フォートナムをはじめ各アーティストによる絵本や漫画などの原画、世界中で出版された書籍、ボンド氏の仕事道具など200点以上を展示します。さらに生前のボンド氏のインタビュー(2016年12月撮影)など貴重な映像も放映し、今なお愛され続けるパディントンの世界を紹介します。</p>	



## (2) 令和2年度浜松市秋野不矩美術館事業計画について

(単位：千円)

事業・事項		令和2年度	平成31年度	比較
総務費	目：秋野不矩美術館費	59,226	108,943	△ 49,717
	1 秋野不矩美術館運営事業	30,480	91,060	△ 60,580
	(1) 維持管理事業	18,309	14,952	3,357
	秋野不矩美術館の管理運営に要する経費			
	(2) 施設整備事業	5,983	75,045	△ 69,062
	秋野不矩美術館の施設整備に要する経費			
	(3) 資料収集保存事業	6,188	1,063	5,125
	秋野不矩画伯の作品収集、所蔵品の修復に要する経費			
	2 秋野不矩美術館展覧会開催事業	28,337	17,478	10,859
	(1) 所蔵品展開催事業	6,909	5,979	930
所蔵品展（4回）の開催に要する経費				
(2) 特別展開催事業	21,428	11,499	9,929	
特別展の開催に要する経費				
・花と緑の日本画展		令和2年 7月 4日～ 8月23日開催予定		
・石本正展		令和2年10月24日～12月13日開催予定		
※臨時職員の人件費を含む				
3 秋野不矩美術館運営経費	409	405	4	
秋野不矩美術館の一般事務に要する経費				

令和2年度 浜松市秋野不矩美術館・特別展開催一覧

展覧会名称	「花と緑の日本画展」	【共催】静岡新聞社・静岡放送（予定）
展覧会会期	令和2年7月4日（土）～8月23日（日） 開館45日間※目標：6,000人	
<p>「人と自然が調和する潤いのある21世紀の創造」をテーマとした「国際花と緑の博覧会」が1990年大阪の鶴見緑地で開催され、好評を博しました。その中で企画された「花博・花と緑の日本画展」では、秋野不矩をはじめ当時の日本画の巨匠50名の新作が一堂に展示され、その優美で華麗な絵画は訪れる人々の心を捉え、大きな話題となりました。</p> <p>「花と緑」をテーマに、各作家それぞれが個性的に表現し、競い合った力作の数々を本展では紹介します。「花鳥画」という独自の絵画分野を育て上げてきた、日本人独自の美意識を感じていただければ幸いです。</p> <p>「はままつフラワーパーク」の開館50周年となる令和2年に、市としての連携を生かしながら、人と自然との調和を広く市民の方々に紹介します。</p>		

展覧会名称	「石本 正展」	【共催】中日新聞東海本社（予定）
展覧会会期	令和2年10月24日（土）～12月13日（日） 開館44日間 ※目標：6,000人	
<p>石本正（1920～2015）は、現在の島根県浜田市三隅町に生まれました。1994（昭和19）年、京都市立絵画専門学校（現、京都市立芸術大学）日本画科を卒業した後、戦後すぐに開催された文部省主催の日展に連続出品し、画家として順調なスタートを切りました。</p> <p>石本正が秋野不矩と出会ったのは、京都市立美術大学に助手として勤めるようになった頃です。石本は、「秋野先生にはいつも温かく見守り励ましていただき、それがどんなに有難かった事か」と回想しております。1950年（昭和25年）には秋野の勧めにより、第3回創造美術展に出品し初入選を果たしました。</p> <p>本展は石本の青年時代から最晩年までの75年間に及ぶ画業の全貌を、代表作でたどります。さらに絶筆となった「舞妓」や新たにアトリエから見つかった膨大なスケッチブックや素描なども展示し、創作の原点から最期の瞬間まで、絵画一筋に生きた石本の生涯を紹介します。</p>		

※目標総観覧者数：19,000人（特別展12,000人、所蔵展7,000人）





(3) 新たな文化振興ビジョンについて

- ① 今月上旬にお送りしました新たな「文化振興ビジョン」ご覧いただきありがとうございます。これに合わせ、過日よりご審議いただいております「美術館運営についての考え方」もまとめとし、今後、取り組み状況をご報告してまいります。
- ② 過日お配りしております「美術館運営についての考え方」につきましては、国指定の重要文化財などの質の高い美術作品に触れる機会や重要文化財の公開手続きの簡素化等のため、11 頁「4 施設機能・運営の研究」に「公開承認施設」を追記（次ページ参照）したいと思います。

※公開承認施設：別添資料をご参照ください。

# 浜松市美術館 運営についての考え方

---

---

---

令和2年4月1日  
浜松市

展覧会を企画する際の作品調査や収蔵品の研究、各都市の美術館の取り組みや美術館に期待されるアメニティ空間など、美術館を運営するにあたり、常に新しい視点に立ち未来に向かって調べ・取り組んでいきます。

#### 《具体的取り組み》

##### 1 作品の調査・研究

優れた美術品や地方ゆかりの作品を調べ、企画・展示・解説するほか、約7,500点の収蔵品を後世へ繋ぐ公立美術館として、常に作品の調査や研究を続け、成果の公表を行うことで市民の皆さんの知識の涵養や美術・学術の振興に貢献していきます。

##### 2 美術品の収集

近現代美術の流れを展望できる優れた作品や郷土に関係のある優れた作品のほか、それらの系譜に連なる優れた作品・資料等の収集に努めます。

##### 3 学芸員の育成

美術館活動は美術館資料と学芸員能力の両輪によって成り立っています。「展示・公開」、「教育・普及」、「収集・保存」、「調査・研究」を行っていくには、先輩職員からノウハウを学んだり、他都市の取り組みを研究したりする他、自ら考え・行動する力も求められます。また、重要文化財を保有する施設としてもその能力は必要です。今後もOJTやOFFJTなどを通じて学芸員の人材育成に取り組んでいきます。

##### 4 施設機能・運営の研究

現在の施設機能の中で、憩いの交流エリアや通年の館蔵品展、美術館ボランティアなど新たな取り組みにチャレンジしていく。また、地方自治法の改正に伴う指定管理制度による施設運営、**公開承認施設**など、現状を踏まえ様々な角度から調査研究し、市民の皆様にとって魅力的な美術館になるよう努めていきます。

##### 5 美術館に寄せられる声

###### (1) 親切で丁寧な接遇

初めての方、愛好家の方など美術を楽しむ憩いの場として職員研修を行い、親切で丁寧な接遇を心掛けて行きます。また、美術館に寄せられる来館者の声を積極的に収集・分析し、今後の美術館活動に活かしていきます。

#### 《想定される施設・機能》

収蔵庫、燻蒸室、一時保管庫、写真撮影室、会議室、図書資料室、学習室、IT機器、事務室、倉庫、ユニバーサルデザイン機能

別紙

(お名前 )

項目	
ご意見	





文化財との「いい出会い」のために  
**「公開承認施設」**  
**「公開事前届出免除施設」**  
**制度をご存じですか**



近年、博物館・美術館の数が増えて、展覧会が盛んに開催されるようになりました。国民の文化に対する関心が高まり、楽しみも増えました。物品との近らなる出会い。そして文化財をまもり伝えること。この両者のバランスが求められる時代であると言えるでしょう。文化庁ではこうした状況も踏まえて、平成8年度に「公開承認施設」

制度をつくりました。これは、国定・重要文化財・重要有形民俗文化財・登録有形文化財の公開が文化財の保存上適切な施設で認められることを目的とした制度です。具体的には重要文化財等の公開にあわしい施設を文化庁長官が「公開承認施設」「公開事前届出免除施設」として承認するのです。

公開前における重要文化財等の公開手続を簡素化することができます。さらに所有者にとっては、大切な所有品も信頼できる施設と専門家にゆだねて、安全な条件下で公開できるというメリットがあります。



**「公開承認施設」及び**  
**「公開事前届出免除施設」との違い**

「公開承認施設」と「公開事前届出免除施設」は似ている制度ですが、対象文化財の種類や届出の方法や種類と異なる法令等が異なる別の制度です。同一展覧会において、国定・重要文化財（美術工芸品）と重要有形民俗文化財を同時に公開する場合は、公開施設が「公開承認施設」「公開事前届出免除施設」に該当するかどうかを確認の上必要な手続きを適宜行ってください。

対象文化財	国定・重要文化財（美術工芸品）	【参考】 その他の公開施設	重要有形民俗文化財	【参考】 その他の公開施設
公開施設	公開承認施設	公開承認施設 免状施設	公開事前届出 免状施設	その他の公開施設
届出法令	文化財保護法 第53条	文化財保護法 第53条	文化財保護法 第54条	文化財保護法 第54条
有効期間	5年	5年	5年	-
公開時に必要な手続き等	公開届	公開届	公開届	公開届
展覧の停止期間	公開終了後、20日以内	公開終了後、20日以内	公開終了後、20日以内	公開終了後、30日以内の届出

